



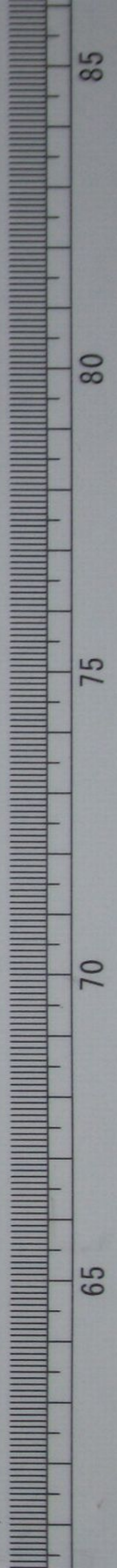
中外新聞

外篇

二十三

定價一匁

西垣文庫
文庫 10
7328
22



特 文庫10
7328
22



中外新聞外篇卷之廿三

慶應四年六月

○横濱新聞ヘラルド第三百三十三号抄出

上野戦争の説

江戸は於て騒動の風聞及び去る五月十五日北方は當り威
ある火光の見えし事を委しく尋ねるは怖るべき戦争の其
地はらりしに依てありし右に其後追々手に入りし書付等
によつて詳し知り得たり
曾てより徳川脱籍の士多人数東叡山に屯集し自ら彰義
隊と号し薩廣備前其餘南方の兵卒等隊伍をなされ歩行



四
六

さるるのを見掛くまば恣に屠殺して怨を霽むの事を為せり
柳上野東叡山の地勢ハ市街の平坦中ニ高く起り右の方
に池水有りて其側面を護り得り加之ありん外壁内垣
頗る嚴重にして実ニ防守を以て屈竟の場所と云ふ一扱
上野山内の彰義隊亦頗る官軍へ抗するより十四日は政
府より其近辺の市中へ觸書出て老幼婦女病人亦を安全の
地へ立退くべき旨又上野の宮様へも其後又付立退は
成り松仰入らねとの由事且ま徳川新君も祖先の靈
牌を取片付よとの由儲翌十五日に至り彰義隊へも手切ま
の掛合公衆と有りて跡降伏不致し取極り然る後先退路を

塞ぎ閉戦して廣小路とソノ大通りニ掛り黒門前より官兵
進撃す其戦ひを五時前より始り夕七時過るに至る尤午後ま
てハ官軍方不利ありしが時は二挺のアルムストロング野
戦砲を引き肥後の兵隊助け来り一時は軍氣を立直り戦争
跡劇しくありて彼是を内山内を火煙盛立昇り遂に
保つべしとぞが故に守兵亦ハ皆敗走りて千住の道へと
落行りしと

此度政府の軍勢と彰義隊との戦は 御門方大勝利あり
然るども一時官軍の方不利ありし事疑あり関ヶ原薩兵始る

野戦砲ありし彰義隊の砲三挺を備へ嚴重に固めし処へ
向ひし故一旦敗れ死傷多かりしと

此戦ひは彰義隊の方へ始終退去を主策として敢て進戦分
捕ホの事を為さず違はらざりしと見えたり

官軍方出兵に薩長州肥後因州備前の上り上野の宮の戦
より数日前は東叡山を離れ日光へ落延ひられしとの風聞
あり然る否未詳

彰義隊の頭立とらゆの多くを打死或は自殺し江戸に残り
しは只打死の者のみし今迄清浄の佛地を忽ち修羅の
趣をふし誰ありて其屍を葬るものもあはれは久く處しよ

暴露しし狗鳥の餌食とありしこといとはきせし事あり
しといふ

當時江戸も全く天子の凶領分とあり一人も官軍を抗する
ものなし故に其黨を隠し置るものもあし若し隠し置るもの
はれば同罪を行はしむとの趣あり前件戦の模様ホハ親し
く目撃せしと云ふ或商人より傳聞せしものあり

○横濱新聞タイムス第百四十八号抄出

越後路の風説

三日前五月廿新泻の事と付西海岸より新報を得たり曰く
新泻の程あり御門の軍勢は領せらるべし既に其兵十五

里程の内よりりと若し此説果して誠ありば此程英國に
ストルの布告せる新泻開港故障の候に無程取除きた相成
べし普魯士以太利の公使の既其港を開く事と決着し第
七月十五日我五月廿六日より彼地と到るべしと布告せり但我等
の此事を我国人英人より許ざりしとを知らふらハルリ。パ
ークス君ストルを思ふとの思をざるあり
江戸并に新泻を曾て取極置くる第四月一日我三月九日より開く
べき事當然あり故に今此横濱港を以て局外の地とすむ
らう如く貿易を開き彼地をも亦局外中立の地とあはを
上策ありとかりしと是と其近辺の戦を止り且貿易をも盛

あらしむるの良法ありげや

○大總督府下参謀方井口勘七を以て忍藩奥平権二
郎へ書付二通の渡有之い

穂波三位

川越忍岩槻金澤岡部

右苗守居中

大久保加賀守問罪の師大總督出張に 仰出い事

大久保加賀守

先般林昌之助以下の賊徒為鎮壓を差出い軍監中井範五郎

殺害三雲為一郎を追返し以趣其罪顯然不可免問罪の師を
差向い事

五月

○甲府勤番のとの共へ申達書写

當城徳川家臣勤番致し居り輩先達て勤 王無二念趣證書
差出其後不相替精勵い〜い段神妙の儀よ以然り処今般
田安龜之助へ徳川家名相續し 仰付封祿も近く可定裁
し付てい臣子の至情有之徳川家へ復歸致し度者も可有之
又ハ此低勤仕の望有之い族も可有右ハ平生の見込兼て定
策と存い条聊無忌諱来り十日中右出願可立致復歸所望之

輩ハ眷族ホ召連支度次第歸武有之道路無恙扱可成下又
ハ如是迄 王室後事致度輩ハ如何扱共ハ使用可立為在一
視同仁の 思召奉戴し生涯の活計速又決定し去就可立
出副総督府ハ沙汰い事

五月八月

東海道鎮撫副總督

参謀印

○徳川家ハ勘定組頭より支配へ口達相成り覺
此度江府へ會計局ハ相立いし付ハ勘定所役ハの強ハ 召
出是迄の通可相勤旨鎮臺府判事より組頭共迄達有之就て
ハハ領知高も格別ハ減お成此上所詮多人數のハ家来ハ扶

助難を成折柄に付右鎮臺府の沙汰の通り相心得可然旨の
内沙汰に有之下然銘々存意も可有之に付無伏贓相認印封
を以て當月廿九日迄は内屋形拙者共へ申立は可致し

五月廿七日

○
武州青梅におり此程より戦争らりて去る廿二日脱走
兵勝利廿三日官軍の攻圍より脱走兵大敗多く打死
一逃る少と云
東海道へ此程進行相成り官軍追々歸府の由箱根辺の戦争
終りて

○伏票

先頃より予等の會社より四方の新聞を取集め世の為人の爲に何異とれ
刊行して開化文明の一助を爲さんと志を起し力を尽せしは果して新聞の
益大ありや于今至りては都鄙遠近競ひて之を讀むるものあり或は日
童蒙をして一讀せしむる文字知識を進むるの一科と爲るものあり至り
嗚呼新聞の開け實に感ある我方今

上政由一新の際に當り事の善悪行の正邪戦の勝敗に至る迄有りのみ
書記を以て洩れし事なきを我國新政の一助と思ひ本局の本意をせり
然と雖も其草本毎号耳目の觸るるに随ひ勿卒に成るものあれば訛
誤字の事を見え看官取て之を咎むる事なく訂正報告の事とを
余等亦未だ新奇の説時務の公論を廣く集めん事を欲し希くは知己
諸君百般の記録を本局に投附し會社の光栄を増し給はん事を依て新
聞報告の好意を聊々答へんが爲り左に薄謝の表を掲ぐ

○謝儀表

献白書の類
論説の類

上 三十冊
中 二十冊
下 五冊

戦争其外都ての届書類
諸方より注進來状の類

上 五冊
中 三冊
下 二冊

雑説并奇話の類
詩歌連誹の類

上 三冊
中 二冊
下 一冊

但高貴有名の人に限る

右の通寄附し給たるの諸君へ可呈し尤既に見聞及ひ以欣又他の新聞へ
出居い分の承り紀の上其儀及ひ不申且撰者監定の上と事の実否議論の
是非を寄り取捨勘弁いづら以万其段も兼て承知下さるべくい

但新聞冊子の望無之方への代物相呈し可申事

撰者の好む書付文章詩歌の類又諸品引札の類を記載し一行存
金一朱宛彫料の差出可有之尤書付の送りの節姓名宿所は記置可成事

内外公私雑報會社

小日向竹島町 松園社主人

中外新聞外篇會社

牛門外軒子坂 無盡蔵主人

追白摸寄次第小石川傳通院前書肆青山堂又本石町十軒店書肆萬笈堂
迄密封の上取投し置下されいと宜い頓首

女子雜書

2000
二十三
頁
拾

丸
山
藏
書